

Ⅱ 統 計 表

- (注) 1 人員、給与等は、令和6年4月1日現在の状況による。
- 2 各統計表の集計には、次の職員は含まれていない。
- ① 令和6年1月15日現在において、在外公館に勤務する職員、休職者、派遣職員のうち専ら派遣先の業務に従事する職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、配偶者同行休業中の職員及び1年以内の任期を限って任用された職員
 - ② 令和6年1月16日から同年4月1日までの間に離職（免職、辞職、定年退職等）又は死亡した職員
 - ③ 令和6年1月16日から同年4月1日までの間に採用された職員
 - ④ 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第8項の規定に基づき俸給月額が決定される職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員
- 3 平均俸給額には、俸給の調整額を含む。
- 4 平均給与月額は、俸給及び諸手当（地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等）の合計である。
- 5 職員の経験年数は、給与決定上の学歴（採用等の際に、人事院規則9-8の規定に基づき職員の給与を決定する場合、その基礎となった学歴）を基準に算定したものである。
- 6 構成比は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。
- 7 該当人員0の欄は、空欄とした。